

# みちのく岩手観光立県第4期基本計画（素案）に対する意見募集について

令和5年11月20日

＜問い合わせ先＞岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室  
国内観光担当 TEL：019-629-5574

県では、「みちのく岩手観光立県基本条例（平成21年岩手県条例第28号。）」に基づき、県、市町村、県民、観光関連団体、観光事業者などが相互理解と協力のもと、観光振興に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「みちのく岩手観光立県第4期基本計画」の策定を進めています。

今回は、この計画の素案について、県民の皆様からの御意見を募集します。

## 1 意見募集の対象

みちのく岩手観光立県第4期基本計画（素案）

## 2 資料の閲覧場所及び入手方法

### （1）閲覧場所

県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター、県庁県民室及び県立図書館

### （2）資料入手

県庁行政情報センター及び各地区合同庁舎行政情報サブセンター

※ 県ホームページからも閲覧、入手可能です。

## 3 意見募集の期間と提出方法

### （1）募集期間

令和5年11月20日(月)から令和5年12月20日(水)まで

### （2）提出方法

郵送（手紙、ハガキ）、ファクス、電子メールにより、下記の提出先にお送りください。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話又は口頭による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承願います。

※ 御意見には、「御住所」、「お名前」を必ず御記入ください。

※ 様式は自由ですが、「記入様式」を参考までに御用意しておりますので、御活用ください。

### （3）提出先

- ① 郵送の場合 〒020-8570 岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室  
(郵便番号のみで届きますので、県庁の住所の記載は不要です。)
- ② ファクスの場合 019-623-2001
- ③ 電子メールの場合 AE0006@pref.iwate.jp

## 4 意見の取り扱い

（1）提出いただいた御意見の概要については、それに対する県の考え方とともに、プライバシーの保護等に十分留意して公表します。なお、類似している御意見は集約させていただきます。

（2）個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

（3）お知らせいただいた個人情報については、みちのく岩手観光立県第4期基本計画の検討のみで利用し、第三者に提供することはありません。